

議案第 28 号

平成 30 年 7 月豪雨による災害被害者に対する減免の期限延長に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

平成 30 年 7 月豪雨による災害被害者に対する減免の期限延長に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和元年 5 月 8 日提出

里庄町長 加藤 泰久

(提案理由)

平成 30 年 7 月豪雨による災害被害者に対する国民健康保険税及び介護保険料について、引き続き減免内容の充実を図る必要があるため。

これが、この議案を提出する理由である。

平成 30 年 7 月豪雨による災害被害者に対する減免の期限延長に伴う関係条例の整理に関する条例

(平成 30 年 7 月豪雨による災害被害者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部改正)

第 1 条 平成 30 年 7 月豪雨による災害被害者に対する国民健康保険税の減免に関する条例（平成 30 年里庄町条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「30 年度分」の次に「又は令和元年度分」を加える。

第 2 条に次の 1 項を加える。

2 令和元年度分の保険税の減免については、前項の規定により算定された平成 30 年度分の保険税の減免割合により減免する。ただし、前項第 5 号にあっては令和元年度に課する当該年度分の保険税と行方不明者以外の被保険者について算定した保険税との差額を減免する。

第 3 条第 1 項中「保険税であって」の次に「は」を、「設定されている保険税」の次に「(以下この項において「納期限が設定されている保険税」という。）」とし、令和元年度分の保険税であっては、平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に納期限が設定されている保険税のうち、平成 31 年 4 月分から令和元年 6 月分に相当する月額をもって算定した保険税」を加え、同条に次の 1 項を加える。

3 令和元年 7 月 1 日前に保険税を前納している場合は、第 1 項に規定する月割をもって算定した減免対象となる保険税については、還付するものとする。

第 4 条第 2 項中「申請は」の次に「、平成 30 年度分の保険税の減免については」を、「10 日までに」の次に「、令和元年度分の保険税の減免については、令和元年 7 月 31 日までに」を加え、同条に次の 1 項を加える。

3 令和元年度分の保険税の減免について、平成 30 年度分の保険税の減免の承認を受けているときは、第 1 項に規定する申請があったものと見なすことができる。

(平成 30 年 7 月豪雨による災害被害者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部改正)

第 2 条 平成 30 年 7 月豪雨による災害被害者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例（平成 30 年里庄町条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「30 年度分」の次に「又は令和元年度分」を加える。

第 2 条に次の 1 項を加える。

2 令和元年度分の保険料の減免については、前項の規定により算定された平成 30 年度分の保険料の減免割合により減免する。

第 3 条第 1 項中「保険料であって」の次に「は」を、「設定されている保険料」の次に「(以下この項において「納期限が設定されている保険料」という。）」とし、令和元年度分の保険料であっては、平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に納期限が設定されている保険料のうち、平成 31 年 4 月分から令和元年 6 月分に相当する月額をもって算定した保険料」を加え、同条に次の 1 項を加える。

3 令和元年 7 月 1 日前に保険料を前納している場合は、第 1 項に規定する月割をもって算定した減免対象となる保険料については、還付するものとする。

第 4 条第 2 項中「申請は」の次に「、平成 30 年度分の保険料の減免については」を、「10 日までに」の次に「、令和元年度分の保険料の減免については、令和元年 7 月 31 日

までに」を加え、同条に次の1項を加える。

3 令和元年度分の保険料の減免について、平成30年度分の保険料の減免の承認を受けているときは、第1項に規定する申請があったものと見なすことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。